

平成 26 年度環境省重点施策

平成 25 年 12 月
環 境 省

目 次

平成26年度環境省予算（案）の概要	1
平成26年度環境省重点施策	
はじめに	2
I　東日本大震災からの復旧・復興	3
1. 復興の動きと連携した除染の推進、中間貯蔵施設の整備	
2. 汚染廃棄物の処理の加速化	
3. 原子力被災者の健康管理・健康不安対策	
4. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災	
II　低炭素、循環、自然共生を同時達成する社会の創造	
1. 低炭素社会の実現	
(1) 低炭素社会の実現に向けた未来への投資	5
① 民間活力を引き出す環境ファイナンス	
② 未来のあるべき社会・ライフスタイルを実現する技術イノベーション	
(2) 地域から世界まで低炭素社会を展開	6
① 地域主導の魅力あふれる地域づくり	
② アジア太平洋地域における日本のリーダーシップの発揮	
(3) 再エネ・省エネの加速化による低炭素社会の実現	8
① 再生可能エネルギーによる自立・分散型低炭素エネルギー社会の創出	
② 豊かな暮らしの実現に向けた大幅な省エネの推進	
(4) 低炭素社会の創出に向けたその他の施策	9
① 将来枠組みづくりとカンクン合意実施の支援	
② 緩和・適応の統合実施による気候変動にレジリエント（強靭）な社会の実現	
③ フロン類対策の抜本的強化	
2. 循環型社会の実現	11
(1) 循環型社会を支える処理システムの構築	
(2) 「質」にも着目したより高度な循環型社会の実現	
① 資源の循環利用の高度化に向けた取組	
② 有害廃棄物等の適正な処理の推進	

3. 自然共生社会の実現	13
(1) 人と生きものの共生施策の抜本的強化	
(2) 生物多様性国家戦略に基づく「自然共生圏構想」の具体化	
(3) 世界を惹きつける国立公園の創出と発信	
4. 基盤となる安全・安心な環境の確保や未来のあるべき社会に向けた基盤づくり	
(1) 大気環境・水環境の保全	15
① 大気環境の保全	
② 水環境の保全	
(2) 水俣病問題をはじめとする公害健康被害者対策等	16
(3) 化学物質対策の戦略的な推進等	16
① 化学物質審査規制制度の充実・強化	
② 水俣条約の早期発効に向けた対応	
③ 化学物質のモニタリングとリスク評価の推進	
④ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	
(4) 事業活動等のグリーン化の推進	18
(5) 環境教育等を通じた未来のあるべき社会の基盤となる人づくりと協働取組	
	18
平成25年度補正予算の概要	19
平成26年度環境省機構・定員等（案）の概要	20
平成26年度環境省税制改正要望の結果	21
平成26年度環境省財政投融资（案）の概要	37

平成26年度環境省予算(案)の概要

【一般会計】

	平成25年度 当初予算額	平成25年度 第1号補正	平成26年度	
			予算案	対前年比
(非公共) 一般政策経費	億円 881	億円 102	億円 925	105%
エネルギー特会繰入※1	665	18	1,008	152%
計	1,546	120	1,933	125%
(公 共)	520	618	563	108%
合 計	2,066	738	2,496	121%

【エネルギー対策特別会計】

	平成25年度 当初予算額	平成25年度 第1号補正	平成26年度	
			予算案	対前年比
エネルギー対策特別会計	億円 784	億円 18	億円 1,140	145%
うち、エネルギー需給勘定	※2 (105)		(108)	
電源開発促進勘定	770	18	1,116	145%
	14	0	23	163%
合計	784	18	1,140	145%

小計

	平成25年度 当初予算額	平成25年度 第1号補正	平成26年度	
			予算案	対前年比
一般会計+エネ特会計 (除:エネルギー特会繰入)	億円 2,185	億円 738	億円 2,628	120%

【東日本大震災復興特別会計】

	平成25年度 当初予算額	平成25年度 第1号補正	平成26年度	
			予算案	対前年比
東日本大震災復興特別会計 ※3	億円 7,551	億円 800	億円 5,414	72%

合計

	平成25年度 当初予算額	平成25年度 第1号補正	平成26年度	
			予算案	対前年比
合計	億円 9,736	億円 1,537	億円 8,042	83%

※1 エネルギー特会:エネルギー対策特別会計である。 ※2 上段()は、「剰余金等」であり内数である。

※3 復興庁一括計上。

(注)四捨五入等の理由により、係数が合致しない場合がある。

平成 26 年度環境省重点施策

＜はじめに＞

東日本大震災から 3 年近くが経ち、被災地は復興に向けた足取りを進めていますが、原発事故に伴い放出された放射性物質による環境汚染の広がる地域があり、ふるさとから避難されている方々や放射線への不安を抱えておられる方々が今なお大勢いらっしゃいます。住民の皆様が安全に安心して生活できる姿へ地域を戻すことを最優先に、復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

具体的には、まず、復興の動きと連携した除染を推進するとともに、福島県においては、除染により発生した土壌等の中間貯蔵施設について、平成 27 年からの供用開始を目指し、地元の皆様の理解と協力を得ながら政府として最大限の努力を行ってまいります。また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理の加速化や、福島の方々の健康管理・健康不安対策等、放射性物質による環境汚染への対応に取り組んでまいります。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災については、廃棄物処理施設の防災拠点機能の強化や災害廃棄物の広域処理体制の確保等、災害に強い廃棄物処理システムの構築を進めます。また、三陸復興国立公園を核としたグリーン復興及び自然生態系の力を活用した防災・減災に取り組みます。

第二に、低炭素社会の創造と同時に循環型社会、自然共生社会を達成して環境や生き物の生命を大切にする社会（環境・生命文明社会）の実現に向けて、地域主導の魅力あふれる地域づくりやアジア太平洋地域を中心に我が国の優れた環境技術を活用した対策を推進する等、地域から世界までを視野に入れた政策展開を図ってまいります。

この際、環境ファイナンスや未来のあるべき社会・ライフスタイルを実現する技術イノベーションを通して民間活力を最大限に引き出して我が国の経済成長につなげていくとともに、経済成長の基盤となる自然と人間との共生や安全・安心の確保を進めてまいります。

このように、平成 26 年度においては、東日本大震災からの復旧・復興と低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時達成する社会の創造とを二つの大きな柱として、持続可能な社会づくりに向けた各種の施策を展開します。

I 東日本大震災からの復旧・復興

放射性物質による環境汚染に対処し、復興を加速化できるよう、除染の加速化、中間貯蔵施設の整備及び汚染された廃棄物の処理の促進により、日常生活における被ばくのリスクを低減する。また、個人の被ばく線量の正確な把握やリスクコミュニケーション等を推進することにより、福島県を支援しながら健康管理・健康不安対策を強化する。

1. 復興の動きと連携した除染の推進、中間貯蔵施設の整備

復興の動きと連携した除染を推進する。また、除染により発生した土壤等の中間貯蔵施設について、平成27年1月からの供用開始を目指し、国の責任においてその整備を進めるとともに、そのために必要となる用地の取得、関連施設の整備等を行う。

【主な予算措置】	百万円
・放射性物質により汚染された土壤等の除染の実施(*)	258,174 (497,796)
【25年度補正】	80,407
・中間貯蔵施設の整備(*)	101,190 (14,645)

2. 汚染廃棄物の処理の加速化

福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物や、その他の県も含めた放射性物質により汚染された指定廃棄物について、国の責任において処理を着実に進めるとともに、そのために必要な環境整備を行う。また、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物の処理を促進する。

【主な予算措置】	百万円
・放射性物質汚染廃棄物処理事業(*)	133,012 (97,100)

3. 原子力被災者の健康管理・健康不安対策

今回の事故による被ばくの全体像を把握するため、汚染状況重点調査地域や避難指示解除準備区域において、個人の被ばく線量の把握を進める。

また、原発事故による放射線の住民への健康影響について情報を提供するため、市町村の実施するきめ細かなリスクコミュニケーション活動等の支援を行う。

さらに、県民健康管理調査をバックアップする福島県立医科大学の講座を支援して、不足しているリスクコミュニケーションや甲状腺検査等を担う人材の育成を行うとともに、県民健康管理調査を引き続き国として支援するため、放射線の健康影響等に関する調査研究を行う。

【主な予算措置】	百万円
・(新)住民の個人被ばく線量把握事業	664 (0)
・(新)放射線による健康不安対策事業	166 (0)
・個人線量に基づく放射線健康不安対策事業【25年度補正】	350
・県民健康管理調査支援のための人材育成事業	377 (200)
・放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業	1,101 (1,200)

4. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災

南海トラフ巨大地震等を念頭に、東日本大震災の経験を踏まえ、環境面からの防災・減災対策に取り組む。

具体的には、廃棄物処理施設の防災拠点機能の強化、災害廃棄物の広域処理体制の確保とそれに必要な仮置場の整備、資材等の備蓄情報の集約等、災害に強い廃棄物処理システムの構築を進める。

また、三陸復興国立公園を核としたグリーン復興を推進するとともに、自然生態系の力を活用した防災・減災の実現に向け、自然生態系の有する機能の評価、世界国立公園会議（平成26年11月、オーストラリア）等を通じた取組の発信を行う。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)	44,546 (35,448)
<うち復興特会計上(*) 10,231 (8,194) >	
【25年度補正】	60,423
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)	8,421 (8,421)
・大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業	
【25年度補正】	240
・(新)浄化槽情報基盤強化推進事業費	16 (0)
・三陸復興国立公園再編成等推進事業費(*)	522 (471)
・三陸復興国立公園等復興事業(公共)(*)	1,828 (2,114)
・生物多様性国家戦略推進費	28 (27)
・アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業	34 (96)

(注) (*) を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

II 低炭素、循環、自然共生を同時達成する社会の創造

低炭素社会の創造と同時に循環、自然共生を達成して環境や生き物の生命を大切にする社会（環境・生命文明社会）の実現に向け、地域から世界までを視野に入れた政策展開を図る。

その際、民間活力を最大限に引き出すとともに、我が国の経済成長につなげていく。併せて、経済成長の基盤となる、自然と人間との共生、安全・安心の確保を進める。

1. 低炭素社会の実現

エネルギー・資源を浪費せず、低炭素・循環・自然共生を同時に実現する新たな文明社会の創造に向け、あるべき社会システム・ライフスタイルを提示するとともに、それを実現するために必要な低炭素技術の開発や導入・普及を促進する。

(1) 低炭素社会の実現に向けた未来への投資

低炭素社会の実現に向けた未来への投資を促進するツールとなる、民間活力を最大限に引き出す金融メカニズムの展開や、未来のあるべき社会を実現する技術イノベーションを進める。

① 民間活力を引き出す環境ファイナンス

低炭素社会の創出には、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入、省エネルギー（以下「省エネ」という。）の推進等に巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠である。

そのため、平成25年1月に環境大臣が打ち出した「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」を強化し、政府資金を呼び水として民間投資を呼び込むための金融メカニズムを活かした各種施策に取り組むとともに、投資促進のための市場創出に向けた検討を進める。

【主な予算措置】	百万円
・ 地域低炭素投資促進ファンド創設事業	4,600 (1,400)
・ 環境金融の拡大に向けた利子補給事業	1,200 (700)
・ 家庭・事業者向けエコリース促進事業	1,800 (1,800)
・ 金融のグリーン化推進事業	27 (19)

② 未来のあるべき社会・ライフスタイルを実現する技術イノベーション

未来のあるべき社会システム・ライフスタイルを描き、その実現のためのツールとなる技術を開発・実証して社会に組み込むことにより、社会やライフスタイルの変革を促進する。

具体的には、将来の規制等地球温暖化対策の強化や少ないエネルギー消費でも豊かなライフスタイルを実現するための技術開発・実証を推進するとともに、CO₂削減効果等の評価・検証を充実・強化する。

また、火力発電をゼロカーボンにする大きな可能性を持つ二酸化炭素の回収・貯留(CCS)の導入に向けて、貯留適地の調査を行うとともに、環境に配慮し、かつ我が国に適した効率的なシステムを検討する。

【主な予算措置】	百万円
・ CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	4,800 (3,300)
・ 地球温暖化対策技術開発等事業	2,104 (4,100)
・ (新) 未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	600 (0)
・ 環境研究総合推進費	5,387 (5,387)
・ エネルギー起源CO ₂ 排出削減技術評価・検証事業	4,000 (2,580)
・ (新) CCSによるゼロカーボン電力導入促進事業(一部経済産業省連携事業)	1,243 (0)

(2) 地域から世界まで低炭素社会を展開

身近な地域から世界まで面的な低炭素社会づくりを展開するため、地域主導での低炭素な地域づくりを支援して地域の活性化につなげるとともに、アジア太平洋を中心に我が国の優れた環境技術で世界に貢献していく。

① 地域主導の魅力あふれる地域づくり

低炭素な地域づくりの鍵は、地方公共団体実行計画の充実や同計画に基づく事業の着実な実施に加え、低炭素であることが経済性や防災性等地域の価値向上にもつながるように相乗効果を持たせることにある。そのような特徴のある尖った取組を行う先進地域を中心に支援を進め、その横展開を図る。

特に平成26年度からは、尖った取組を行う中小自治体の事業化支援、地域主導による先導的な低炭素・循環・自然共生社会の創出、エコタウン等におけるCO₂削減の促進等に新たに取り組む。

【主な予算措置】	百万円
・(新)地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業	82 (0)
・(新)先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業	5,300 (0)
・(新)地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	1,600 (0)
・(新)離島の低炭素地域づくり推進事業	2,800 (0)
・離島の再エネ・減エネ加速化事業 【25年度補正】	400
・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金	9,400 (7,600)
・再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)	
	22,000 (24,500)

② アジア太平洋地域における日本のリーダーシップの發揮

アジア太平洋地域の途上国を中心に、我が国の優れた低炭素技術・公害対策技術の国際展開とそのための基盤づくりを強力に推進する。

特に二国間クレジット制度（JCM）については、制度設計の詳細化や先行案件等の実施支援を進めるとともに、JICA等と連携し、ノウハウ・技術、人材、資金等あらゆる面からの支援により、都市・地域や島全体のまるごと低炭素化に向けた取組を進める。

【主な予算措置】	百万円
・“一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援	7,200 (1,200)
・二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業	3,761 (3,405)
・(新)二国間クレジット制度(JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業	2,900 (0)
・アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	630 (215)
・コベネフィット・アプローチ推進事業費	116 (105)
・(新)循環産業の国際展開に係る海外でのCO ₂ 削減に向けた実証支援事業	150 (0)
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	658 (640)
・し尿処理システム国際普及推進事業費	15 (14)
・我が国の優れた水処理技術の海外展開支援	79 (73)
・環境アセスメント迅速化推進・国際展開調査事業 【25年度補正】	150
・環境配慮型製品の国際展開促進経費	27 (25)

(3) 再エネ・省エネの加速化による低炭素社会の実現

低炭素社会を構成する最も重要な二つの技術的要素は、再エネと省エネである。

このため、地域の活力を引き出し防災性の強化ももたらす、再エネを中心とした自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築するとともに、従来より一段進め、大幅な省エネの実現を目指す。

① 再生可能エネルギーによる自立・分散型低炭素エネルギー社会の創出

低炭素であるとともに、地域の活力を引き出し防災性の強化ももたらす、再エネを中心とした自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築を全国規模で進める。

特に平成26年度は、自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術実証、浮体式洋上風力・海洋エネルギー等の先進的技術の実証及び導入拡大等に重点的に取り組む。また、離島における再エネの導入や実証による低炭素離島モデルを確立するとともに、廃棄物分野での低炭素化の全面的な実現に取り組む。

さらに、自立・分散型低炭素エネルギー社会の基盤となる取組や技術開発を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業	700 (0)
・洋上風力発電実証事業	1,369 (1,600)
・(新)潮流発電技術実用化推進事業(経済産業省連携事業)	550 (0)
・(新)地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(再掲)	1,600 (0)
・木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業)	1,800 (1,200)
・地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)	800 (500)
・風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 (経済産業省連携事業)	1,430 (1,000)
・環境アセスメント迅速化推進・国際展開調査事業	
【25年度補正】(再掲)	150
・(新)離島の低炭素地域づくり推進事業(再掲)	2,800 (0)
・離島の再エネ・減エネ加速化事業【25年度補正】(再掲)	400
・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1,095 (818)
・再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)(再掲)	22,000 (24,500)
・CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(再掲)	4,800 (3,300)

② 豊かな暮らしの実現に向けた大幅な省エネの推進

少ない資源で豊かな暮らしを実現する低炭素社会を実現するべく、効果的な省エネ対策を実現するためにCO₂排出実態を精緻に把握する。

また、大幅な省エネにつながる先進的設備（B A T）の最大限の導入、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組への支援、交通管制と連携したアイドリングストップの高度化等によるCO₂排出削減等、低炭素社会システムを推進するとともに、大幅な省エネと併せて生活の質を向上させる低炭素ライフスタイルの実証や国民運動等を通じた低炭素ライフスタイルの発信・展開を図る。

【主な予算措置】	百万円
・グリーンビルディング普及促進に向けたCO ₂ 削減評価基盤整備事業	780 (850)
・家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務	199 (59)
・先進対策の効率的実施によるCO ₂ 排出量大幅削減事業	2,815 (1,240)
・(新)省CO ₂ 加速化・基盤整備事業	400 (0)
・経済性を重視したCO ₂ 削減対策支援事業	750 (246)
・温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業	
	【25年度補正】 1,280
・(新)先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業)	5,046 (0)
・(新)モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業 (国土交通省連携事業)	350 (0)
・(新)低炭素交通システム構築事業	1,150 (0)
〔 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(国土交通省連携事業) 〔 アイドリングストップ高度化支援システムの実証実験事業(警察庁連携事業) 〕 〕	
・(新)中小トラック運送業者における低炭素化推進事業(国土交通省連携事業)	2,965 (0)
・(新)低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	320 (0)
・低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業	250 (83)
・J-クレジット創出及びカーボン・オフセット推進事業	1,208 (1,394)
・低炭素社会の構築に向けた国民運動事業	1,500 (1,700)

(4) 低炭素社会の創出に向けたその他の施策

① 将来国際枠組みづくりとカンクン合意実施の支援

2020年以降の新たな法的枠組みについて、我が国から実効性ある枠組みの在り方について具体的な提案を行い主要国との対話を促進するとともに、国内においても中長期的な排出削減目標及び工程を検討する。また、今後の吸収源対策についての戦略的な検討を行う。

さらに、カンクン合意を着実に実施すべく、国際的なMRV（測定、報告、検証）への主導的な対応を図るとともに、途上国への技術移転を促進する。

【主な予算措置】	百万円
・将来国際枠組みづくり推進経費	126 (117)
・(新)低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費	450 (0)
・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	33 (23)
・温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務	369 (190)
・気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	171 (97)
・二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業(再掲)のうち、(新)気候技術センター・ネットワーク(CTCN)事業との連携推進	97 (0)

② 緩和・適応の統合実施による気候変動にレジリエント（強靭）な社会の実現

I P C C 第5次評価報告書等の最新の科学的知見を踏まえて気候変動の影響に戦略的に適応するため、国レベルの適応計画の策定に向けた取組を推進するとともに、アジア太平洋地域を中心とした緩和及び適応に関する研究や知見共有のネットワーク化を進める。

また、温室効果ガスの観測衛星として世界で唯一の「いぶき」の後継機の開発を進める。

【主な予算措置】	百万円
・気候変動影響評価・適応推進事業	336 (346)
・(新)気候変動に強靭な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業	113 (0)
・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	241 (243)
・(新)世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金	71 (0)
・いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備	724 (1,315)
【25年度補正】	800

③ フロン類対策の抜本的強化

フロン類の製造から回収・再生・破壊に至るライフサイクル全体にわたる排出抑制に取り組む。特に、改正フロン類法の施行に向け、業界団体や都道府県の取組に必要な基盤を整備するとともに、抜本的対策であるノンフロン製品への転換に向けた導入支援を強化する。

【主な予算措置】	百万円
・フロン等対策推進調査費	236 (115)
・(新)先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業)(再掲)	5,046 (0)

2. 循環型社会の実現

循環型社会の実現に向けて、それを支える一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び浄化槽といった処理システムの早期整備を行い、災害時を見据えた廃棄物処理能力の確保等に取り組む。

また、世界全体での資源制約、安全・安心に関する意識の高まり、途上国における廃棄物の急激な増加等、資源循環をめぐる様々な課題が国内外で顕在化している状況を受け、資源循環の「量」だけでなく、資源確保や安全・安心等「質」にも着目した、より高度な循環型社会の実現を目指し、2R（リデュース、リユース）の推進、我が国の循環産業の振興・国際展開支援、有害廃棄物等の適正処理の推進等に取り組む。

(1) 循環型社会を支える処理システムの構築

平成2年度以降にダイオキシン類対策のために整備した一般廃棄物処理施設について、老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するための適切な更新に加えて、災害に備え防災拠点機能の強化を図るとともに、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる施設の整備に取り組む。

また、循環型社会を支えるシステムとして、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、浄化槽を活かした効率的な汚水処理の早期整備を行う。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)(再掲)	44,546 (35,448)
<うち復興特会計上(*) 10,231 (8,194) >	
【25年度補正】(再掲)	60,423
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)(再掲)	8,421 (8,421)
・廃棄物処理センター等に対する補助事業(公共)	1,022 (994)
【25年度補正】	327

(2) 「質」にも着目したより高度な循環型社会の実現

① 資源の循環利用の高度化に向けた取組

我が国循環産業の国際展開を支援するとともに、国内においてリサイクルに比べ取組の遅れている2R戦略を総合的に展開していく。

また、いわゆる「都市鉱山」と呼ばれている使用済小型電子機器等をリサイクルしてレアメタルや貴金属を回収・資源化する仕組みをさらに推進していくとともに、適正なリサイクルの実施が確保されるよう、廃棄物の不法越境移動の監視等を通じ、取組を強化していく。

【主な予算措置】	百万円
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(再掲)	658 (640)
・(新)循環産業の国際展開に係る海外でのCO ₂ 削減に向けた実証支援事業(再掲)	150 (0)
・し尿処理システム国際普及推進事業費(再掲)	15 (14)
・総合的な2R戦略の展開(制度化も視野に入れた、総合的な2R戦略策定に向けた調査・検討等)	39 (51)
・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費	401 (453)
【25年度補正】	500
・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化	34 (8)

② 有害廃棄物等の適正な処理の推進

PCB廃棄物等の有害廃棄物の着実な処理を進めるとともに、水銀条約に対応した水銀廃棄物の処理体制の整備を行う。

また、廃棄物等の不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた総合的な対策を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・PCB廃棄物対策推進費補助金	700 (1,500)
・PCB処理施設整備事業	4,000 (7,025)
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	133 (146)
・水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業	50 (5)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	206 (200)
【25年度補正】	3,055
・産業廃棄物適正処理推進費	29 (34)
・有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業	29 (22)
・放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業(*)	57 (55)
・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化(再掲)	34 (8)

(注) (*) を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

3. 自然共生社会の実現

シカ等による被害の大幅低減、種の保存法及び外来生物法の改正を踏まえた対策の加速化、愛知目標の中間評価、世界国立公園会議等に向け、鳥獣被害対策の強化、国内希少種数の大幅拡大などの人と生きものとの共生施策の抜本的強化、生物多様性国家戦略に基づく自然共生圏構想の具体化、世界を惹きつける国立公園の創出・発信等に取り組む。

(1) 人と生きものの共生施策の抜本的強化

深刻化しつつある野生鳥獣被害への対策を強化するため、シカ等の生息状況を緊急に調査し、捕獲目標等を提示するとともに、鳥獣保護法の見直し、国立公園等におけるシカの捕獲等を進める。

また、改正された種の保存法及び外来生物法に基づき、2020年までに国内希少野生動植物種の300種追加を目指す等の絶滅危惧種保全対策の大幅拡充及び特定外来生物の追加指定・防除・非意図的導入への対策を進める。

さらに、改正された動物愛護管理法に基づき、飼養動物の適正な管理等を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・鳥獣保護管理強化総合対策事業費(希少鳥獣(ゼニガタアザラシ)による農林水産業等への被害対策事業を含む)	709 (516)
・甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業	【25年度補正】 500
・希少野生動植物種保存推進費	262 (37)
・国際希少野生動植物種流通管理対策費	89 (7)
・特定外来生物防除等推進事業	432 (419)
・外来生物対策管理事業費	30 (31)
・小笠原国立公園兄島におけるグリーンアノール対策費	【25年度補正】 102
・動物適正飼養推進・基盤強化事業	87 (75)

(2) 生物多様性国家戦略に基づく「自然共生圏構想」の具体化

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げる「自然共生圏」構想の具体化、地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議(平成25年6月、沖縄)を受けたサンゴ礁保全の国内外の取組の強化、自然豊かな地域における低炭素・自然共生型の地域づくり等を進める。

【主な予算措置】	百万円
・里地里山保全活用行動推進事業	10 (22)
・生物多様性国家戦略推進費(再掲)	28 (27)
・アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	34 (20)
・(新)先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(再掲)	5,300 (0)

(3) 世界を惹きつける国立公園の創出と発信

新規国立公園の指定等を受けた質の高い保護・管理施策の展開、重点的な施設整備と運営管理の抜本的向上による国立公園のバリューアップ、景観再生のための老朽化施設対策、エコツーリズムの推進等により、日本の自然を活かした地域の活性化を図る。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費(一部公共)	1,588 (0)
・外国人観光客向けプロモーションと国立公園等国際化整備 (一部公共)	【25年度補正】 1,200
・自然公園等事業費(公共)	7,531 (8,195)

4. 基盤となる安全・安心な環境の確保や未来のあるべき社会に向けた基盤づくり

低炭素・循環・自然共生社会の基盤となる、安全・安心な環境の確保等のため、微小粒子状物質（PM2.5）対策、放射性物質の常時監視等大気・水環境の保全、水俣病問題をはじめとする公害健康被害者対策、戦略的な化学物質対策、事業活動等のグリーン化の推進や環境教育等を通じた人づくり等に取り組む。

(1) 大気環境・水環境の保全

① 大気環境の保全

国民の関心が高まり、迅速な対応が求められているPM2.5について、モニタリングの充実、発生源・生成機構の把握等を進めるとともに、密接に関連する光化学オキシダントも含めた総合的な対策を推進する。

また、石綿の飛散防止対策の強化を図るために改正した大気汚染防止法の円滑な施行、騒音等の生活環境の改善に向けた取組、自動車に起因する環境負荷の低減等を推進する。

さらに、熱中症、黄砂等の国民の関心の高い環境保健情報の提供を進める。

【主な予算措置】	百万円
・微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進	598 (240)
・大気汚染防止規制等対策推進費	18 (7)
・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	80 (79)
・自動車等大気環境総合対策費	208 (212)
・騒音等の生活環境の改善に向けた取組の推進事業	96 (104)
・熱中症対策緊急推進事業	45 (37)
・花粉に関する影響評価事業	17 (17)
・黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する基礎調査	5 (6)

② 水環境の保全

水環境保全と地球温暖化対策の両立に向け、家畜排泄物起源バイオマス、地中熱など、水環境を保全しつつ未利用エネルギーの活用を推進するとともに、二酸化炭素の回収・貯留（C C S）について、海洋環境に与える影響の最少化に向けた調査を実施する。

また、海域の貧酸素水塊の原因となる底質環境等の直接浄化技術について、総合的な環境評価指標による技術評価を行う。

【主な予算措置】	百万円
・地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(再掲)	800 (500)
・(新)地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(再掲)	1,600 (0)
・(新)海底下C C S 審査のための海洋環境把握等調査事業	230 (0)
・(新)沿岸域環境改善技術評価事業	13 (0)
・(新)公共用水域における放射性物質の常時監視経費	74 (0)
・(新)放射性物質による地下水の水質汚濁状況の常時監視に係る経費	44 (0)

(2) 水俣病問題をはじめとする公害健康被害者対策等

水俣病特措法等に基づき、胎児性患者の方々等に対する医療・福祉、再生・融和及び地域振興等、水俣病問題解決のための総合的な対応を図る。また、石綿健康被害の救済、毒ガス弾等対策、環境保健サーベイランス調査等を着実に実施する。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	14,874 (14,232)
【25年度補正】	534
・「環境首都水俣」創造事業(上記経費の一部)	253 (268)
【25年度補正】	220
・環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)	175 (156)
・石綿纖維計測体制整備事業	9 (138)
・一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	172 (168)
・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	106 (102)

(3) 化学物質対策の戦略的な推進等

① 化学物質審査規制制度の充実・強化

国際的な化学物質管理強化の潮流に対応し、化学物質審査規制法の前回改正法の施行5年後の見直しに向けた検討を進める。

【主な予算措置】	百万円
・(新)化学物質審査規制改革推進費	102 (0)

② 水俣条約の早期発効に向けた対応

平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け、国内担保措置の検討を進めるとともに、アジア諸国を中心とする途上国に対する資金的・技術的な支援及び情報発信を行う。

【主な予算措置】	百万円
・(新)我が国の水銀対策手法の国際展開	103 (0)
・水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討	51 (52)
・アジアにおける水銀測定・濃度予測の推進	23 (23)
・(新)水銀調査研究拠点における分析技術の高度・効率化	15 (0)
・(新)水俣病情報センター国際発信機能強化事業	12 (0)

③ 化学物質のモニタリングとリスク評価の推進

化学物質の環境実態把握、生成機構が不明な物質の環境濃度評価手法の検討等により、環境リスク評価のためのデータ収集を進める。また、化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等未解明な問題について、検討・調査を進めるとともに環境リスクの理解に有用な情報を提供する。

【主な予算措置】	百万円
・化学物質環境実態調査費	321 (312)
・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	190 (199)
・全国P O P s(残留性有機汚染物質)残留状況の監視事業	134 (103)
・P R T Rデータの推計精度向上事業	24 (22)

④ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

大規模かつ長期のコホート調査を実施し、環境要因が子どもの健康に与える影響を解明し、安全・安心な子育て環境の実現を図る。

【主な予算措置】	百万円
・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	4,684 (3,984)
【25年度補正】	1,000

(4) 事業活動等のグリーン化の推進

我が国の優れた環境配慮製品の海外への普及の促進を始め、事業活動、金融、製品・サービスのグリーン化をさらに推進する。

【主な予算措置】	百万円
・中堅・中小企業による環境経営の普及促進及びグリーン経済における情報開示基盤の整備事業	56 (59)
・金融のグリーン化推進事業(再掲)	27 (19)
・環境配慮型製品の国際展開促進経費(再掲)	27 (25)
・税制全体のグリーン化推進検討経費	27 (29)

(5) 環境教育等を通じた未来のあるべき社会の基盤となる人づくりと協働取組

環境教育等促進法の改正を踏まえ、また、平成26年に日本で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向け、環境教育を一層促進し、未来のあるべき社会を支える人づくりと協働取組を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議	107 (0)
・環境教育強化総合対策事業	99 (102)
・持続可能な地域づくりを担う人材育成事業	183 (183)
・地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	82 (100)
・地方環境パートナーシップ推進事業	151 (148)

平成 25 年度補正予算事項一覧

(単位:百万円)

総額 157,937

1. 東日本大震災からの復旧・復興、防災 81,044

○ 放射性物質により汚染された土壤等の除染の実施(地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置、除去土壤等処理加速化データベース整備事業)	80,407
○ 個人線量に基づく放射線健康不安対策事業	350
○ 大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業	240
○ 放射性物質汚染廃棄物処理及び除染の加速化、健康不安対策の推進等に必要な体制の強化	47

2. 循環型社会の形成 70,451

○ 循環型社会形成推進交付金(国土交通省計上分含む)	63,020
○ レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業	500
○ 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進事業等	4,255
○ 廃棄物処理施設整備費補助(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)	327
○ 災害等廃棄物処理事業	2,176
○ 廃棄物処理施設災害復旧事業	173

3. 低炭素社会の実現 2,975

○ 温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業	1,280
○ 離島の再エネ・減エネ加速化事業	400
○ 低炭素型の融雪設備導入支援事業	100
○ いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備	1,045
○ 環境アセスメント迅速化推進・国際展開調査事業	150

4. 国民の健康と良好な環境の確保 3,467

○ 外国人観光客向けプロモーションと国立公園等国際化整備	1,200
○ 甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業	500
○ 小笠原国立公園兄島におけるグリーンアノール対策費	102
○ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	1,000
○ 環境首都水俣アピール推進事業	351
○ 水俣病被害者等医療費等支給事業及び水俣病被害者等手当支給等事業	314

平成26年度機構・定員等（案）の概要

I. 機構

- ・自然環境局野生生物課希少種保全推進室【省令職】

II. 定員

【増員：28人】

1. 本省：19人

- (1) 「地球温暖化対策のための税」の本格導入に対応するための体制強化
- (2) 廃棄物分野における防災対策のための体制強化
- (3) 国内希少野生動植物種の指定及び保存のための体制強化など

2. 地方環境事務所：9人

- (1) 国立公園等における現地管理体制（富士五湖・慶良間）の強化
- (2) 国内希少野生動植物種の指定及び保存のための体制強化
- (3) 不法輸出入の事前防止等のための体制強化など

III. 級別定数

- ・東北地方環境事務所長【9級⇒指定職】
- ・福島環境再生事務所長【7級⇒9級】など

平成25年度補正機構・定員の概要

I. 機構

- ・大臣官房参事官（指定廃棄物対策担当）【政令職】

II. 定員

【増員：94人（本省6人、地方環境事務所88人）】

- (1) 復興の加速化のための体制の強化
- (2) 指定廃棄物対策の強化

平成 26 年度 環境省税制改正要望の結果

平成 25 年 12 月

I 平成 26 年度税制改正大綱(平成 25 年 12 月 12 日自由民主党・公明党)関連

1. 公平で効率的な税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

➤ エネルギー課税については、

- ・ 昨年 10 月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化すること
- ・ 挿発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することが認められた。

なお、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成 26 年度税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。 [大綱 118 頁]

第三 検討事項

15 わが国は、本年 11 月に開催された気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP 19）において、2020 年の温室効果ガス削減目標を、2005 年比で 3.8% 減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第七条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

(車体課税)

➤ 車体課税については、

- ・ グリーン化の強化が組み込まれた。
- ・ 自動車重量税について、「その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意することとされた。」こととされた。

具体的には、大綱において以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 3～5、96～99 頁]

第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第 7 条第 1 号カの規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

① 自動車取得税については、消費税率 8 %への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5 %から 3 %、営業用自動車及び軽自動車については 3 %から 2 %にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率 10 %への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10 %段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

② 自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にグリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で 2 年間延長する。

また、消費税率 10 %段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に对象を重点化した上で、軽課を強化する。

二 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

④ 自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。

平成27年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されることにも留意する。

第二 平成 26 年度税制改正の具体的な内容

II 年末での決定事項

四 消費課税

1 車体課税の見直し

(国税)

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、平成 26 年 4 月 1 日以後に新車に係る新規検査を受けた検査自動車のうち、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除された検査自動車については、当該新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する。
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日以後に継続検査等を受ける自家用の検査自動車のうち、新車新規登録から 13 年を経過したもの（新車新規登録から 18 年を経過したものと除く。）に係る自動車重量税の税率について、別紙のとおり見直しを行う。

（別紙）新車新規登録から 13 年を経過した自家用の検査自動車（新車新規登録から 18 年を経過したものと除く。）に係る自動車重量税の税率の見直し

（単位：円）

車種	車検期間	現行	改正案	
			平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日以後
乗用自動車	2年	車両重量 0.5t ごと	10,000	10,800
	1年	〃	5,000	5,400
バス	1年	車両総重量 1t ごと	5,000	5,400
トラック	車両総重量 2.5t 超	1年	5,000	5,400
	車両総重量 2.5t 以下	1年	3,800	3,900
特種車	2年	〃	10,000	10,800
	1年	〃	5,000	5,400
小型二輪	2年	定額	4,400	4,400
	1年	〃	2,200	2,200

検査対象軽自動車	2年	〃	7,600	7,800	8,200
	1年	〃	3,800	3,900	4,100

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される平成 22 年度燃費基準を満たす自動車等に対して課する自動車取得税の税率を、次のように引き下げる。

①自家用の自動車（軽自動車を除く。） 100 分の 3 （現行 100 分の 5）

②営業用の自動車及び軽自動車 100 分の 2 （現行 100 分の 3）

(2) 平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）において、現行、税率を 75% 軽減する自動車に係る軽減割合を 80% に、税率を 50% 軽減する自動車に係る軽減割合を 60% に拡充する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税〉

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新车新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、次の見直しを行った上、2 年延長する。

① 環境負荷の小さい自動車

イ 平成 26 年度及び平成 27 年度に新车新規登録された自動車で、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年ガソリン自動車排出ガス基準値より 75% 以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成 27 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの（平成 32 年度燃費基準を満たすものに限る。）並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及び平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）について、当該登録の翌年度の税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

ロ 平成 26 年度及び平成 27 年度に新车新規登録された自動車で、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年ガソリン自動車排出ガス基準値より 75% 以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの（イに該当するものを除く。）について、当該登録の翌年度の税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

② 環境負荷の大きい自動車

平成 26 年度及び平成 27 年度に以下の年限を越えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

- イ ディーゼル自動車のうち、バス・トラックで新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。
- ロ ディーゼル自動車のうち、イに該当するもの以外の自動車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 15 重課する。
- ハ ガソリン自動車又は LPG 自動車のうち、ハに該当するもの以外の自動車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。
- ニ ガソリン自動車又は LPG 自動車のうち、ハに該当するもの以外の自動車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 15 重課する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税〉

(6) 四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率を次のとおりとし、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車から適用する。

		現行	改正案
①四輪以上	乗用・自家用	7,200 円	10,800 円
	乗用・営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物用・自家用	4,000 円	5,000 円
	貨物用・営業用	3,000 円	3,800 円
②三輪		3,100 円	3,900 円

(7) 最初の新規検査から 13 年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率を次のとおりとし、平成 28 年度分以後の軽自動車税について適用する。

①四輪以上	乗用・自家用	12,900 円
	乗用・営業用	8,200 円
	貨物用・自家用	6,000 円
	貨物用・営業用	4,500 円
②三輪		4,600 円

(8)原動機付自転車及び二輪車に係る税率を次のとおりとし、平成27年度分以後の軽自動車税について適用する。

		現行	改正案
①原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
②二輪の軽自動車	(125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円
③二輪の小型自動車	(250cc 超)	4,000 円	6,000 円

2. 個別のグリーン化措置

(1) 廃棄物関係

- **特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）**

[大綱 90 頁]

特定廃棄物最終処分場の埋立終了後における維持管理に要する費用に備えるため、特定廃棄物最終処分場ごとに特定災害防止準備金を積み立てたときは、当該積立金の額を損金又は必要経費に参入できる特例措置について、その適用期限を2年延長することとされた。

- **廃棄物処理施設（ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、PCB 廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）**

[大綱 68 頁]

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場：1／2、PCB 廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設：1／3）について、その適用期限を2年延長することとされた。

(2) 「緑の贈与」税制

- **低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置（贈与税）（「緑の贈与」税制）**

[大綱 117 頁]

「緑の贈与」税制については、以下のとおり、検討事項とされた。

第三 検討事項

- 8 低炭素化設備の普及を目的とした贈与税の特例措置については、環境政策上の位置付けやその中における当該設備の購入に係る実質的負担、対象設備や他分野への波及、金融商品を対象とすることによる問題点、生前贈与による相続課税の回避を防止するという贈与税の役割、既存の特例措置の趣旨等を踏まえ、引き続き検討する。

(3) その他

➤ **特定認定長期優良住宅の取得に係る税制上の措置（固定資産税、不動産取得税、登録免許税）** [大綱 64、69、70 頁]

- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税について、新たに固定資産税が課される年度から 5 年度分（中高層耐火建築物は 7 年度分）（通常の新築住宅は 3 年度分（中高層耐火建築物は 5 年度分））に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から 1/2 を減額する特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税の課税標準を当該住宅の価格から 1300 万円（通常の新築住宅は 1200 万円）控除した額とする特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000→1/1000、移転登記 3/1000→2/1000（中高層耐火建築物以外）又は 1/1000（中高層耐火建築物））について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置（登録免許税）** [大綱 64 頁]

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000→1/1000、移転登記 3/1000→1/1000）について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **再生可能エネルギー発電設備の導入に係る課税標準の特例措置（固定資産税）** [大綱 69 頁]

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間 2/3 とする特例措置の適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）** [大綱 68 頁]

公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

- ① 大臣配分資産又は知事配分資産 3 分の 1
- ② その他の資産 3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

(※) 大臣配分資産：複数の都道府県にわたって所在する資産
知事配分資産：複数の市区町村にわたって所在する資産

➤ **被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置（自動車重量税）**

[大綱 99 頁]

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成 23 年 3 月 11 日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **バイオディーゼル燃料の軽油引取税に係る課税標準の特例措置（軽油引取税）**

バイオディーゼル燃料を混和して製造された軽油について、特約業者が販売業者を通して販売する場合に、その製造に使用されたバイオディーゼル燃料に相当する軽油引取税を軽減する特例措置の創設については、長期検討とされた。

➤ **研究開発法人への寄附に係る税制措置（法人税、所得税、法人住民税、事業税）**

研究開発法人に対する寄附金について、法人からの寄附金については全額を損金算入とし、個人からの寄附金については、寄附金額から 2000 円を差し引いた金額の 40% の税額控除と所得控除の選択制を導入する特例措置の創設については、長期検討とされた。

II 民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成 25 年 10 月 1 日自由民主党・公明党）関連

1. 投資減税関連

（1）ノンフロン製品の普及・拡大のための軽減措置の創設

【固定資産税関連】

固定資産税について、以下の措置が講じられることとなった。

[民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成 25 年 10 月 1 日自由民主党・公明党）。以下「10 月大綱」という。] 15 頁]

五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

(地方税)

[新設]

3 ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間価格に 4 分の 3 を参酌して 3 分の 2 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間に限り講ずる。

【法人税・所得税・法人住民税・法人事業税関連】

生産性の向上につながる設備投資を促進するための「生産性向上設備投資促進税制」が創設されることとなり、ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）については、当該税制において以下のとおり措置されることとなった。

第一 基本的考え方

[10 月大綱 4 頁]

4 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

ノンフロン製品や省エネ改修、温暖化対策に資する設備への投資については、エネルギー効率の向上により生産性の向上につながるものであることから、生産性向上設備投資促進税制の対象とすることとする。

(2) 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税）

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

(3) 既存の事業用建築物の省エネ改修を行った場合の税制上の措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税）

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

(4) 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る軽減措置の創設（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税）

今回創設される「生産性向上設備投資促進税制」において、措置されることとなった。

(5) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車（オフロード車）に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

固定資産税について、以下の措置が講じられることとなった。

[10月大綱 16 頁]

五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

(地方税)

[新設]

4 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、平成26年4月1日から、同法に基づき、特定特殊自動車の定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130 kW以上560 kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずる。

(参考) 「生産性向上設備投資促進税制」については、10月大綱において以下のとおり盛り込まれた。(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税関係)

[10月大綱 6頁]

一 民間投資の活性化

(国税)

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物については、2%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

なお、産業競争力強化法の施行の日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の5%（建物及び構築物については、3%）の税額控除との選択適用ができることとする（所得税についても同様とする。）。

（注1）上記の措置は、平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができることとする。

（注2）生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。

（注3）生産性向上設備等とは、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するものをいう。

（注4）先端設備とは、先端性に係る設備要件を満たす次の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	（限定なし）
工具	ロール
器具備品（ホについて は、中小企業者等が取得 等をするものに限る。）	イ 陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付又は冷蔵機付のも の ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガ ス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ 電子計算機（サーバー（ソフトウェア（O S）を同時に取 得するものに限る。）に限る。）

	へ 試験又は測定機器
建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ 電気設備（照明設備を含む。）のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ホ イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）
ソフトウェア（中小企業者等が取得等をするものに限る。）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

なお、先端性に係る設備要件は、次の①及び②のいずれにも該当することとする。

- ① 最新モデル（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内に、それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデルをいう。ただし、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。）であること。
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するものであること。

ただし、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置における上記①は、10年以内に販売が開始されたもので最新モデル及びその最新モデルの1つ前のモデルとし、ソフトウェアには、上記②は付さないこととする。

(注5) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう。

なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等にあっては、5%以上）であることとする。

(注6) 一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ③ 建物、建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ④ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの（一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む。）

(地方税)

[10月大綱9頁]

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、中小企業者等が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその中小企業者等の事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用する。

二 中小企業対策

(国税)

[新設]

1 生産性向上設備投資促進税制（再掲）

(1) 先端設備について、中小企業者等は、器具備品のうち電子計算機（サーバー（ソフトウェア（O S）を同時に取得するものに限る。）に限る。）及び一定のソフトウェアを対象とする（所得税についても同様とする。）。

(注) 機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、要件を緩和する。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備における生産性の向上に係る要件について、中小企業者等は、投資計画における投資利益率が5%以上（中小企業者等以外の法人にあっては、15%以上）であることとする（所得税についても同様とする。）。

[延長・拡充]

1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、中小企業者等が同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等（仮称）に該当するものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（現行30%の特別償却）ができることとする。

なお、中小企業者等（現行 特定中小企業者等）にあっては、その特別償却とその特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものの取得価額の7%（特定中小企業者等にあっては、10%（現行7%））の税額控除との選択適用ができることとし、税額控除における控除限度超過額は、1年間の繰越しができることとする。

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は繰越控除ができることとする。

(注2) 中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

(注3) 特定中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

2. 研究開発税制関連

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（法人税、所得税、法人住民税）**

研究開発税制については、10月大綱において以下のとおり盛り込まれた。

[10月大綱 8頁]

一 民間投資の活性化

(国税)

[延長・拡充等]

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、制度の適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

(注1) 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいう。

(注2) 増加割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

(地方税)

[10月大綱 9頁]

[延長・拡充等]

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を3年延長する。

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

平成26年度環境省財政投融資（案）の概要

日本政策金融公庫による現行の環境・エネルギー対策貸付を継続して実施しつつ、以下の点について拡充を行う。

○ 低公害型の建設機械・オフロード車の普及の促進（国土交通省及び経済産業省との共同）

低公害型の建設機械・オフロード車の普及を促進するため、排出ガス規制の強化等を受けて、新基準適合車の取得を行う事業者を貸付対象者とし、新基準適合車の取得資金に係る貸付利率を低利とする。